

横浜市妊婦のための支援給付事務取扱要綱

制定 令和7年3月31日 こ地字第4450号（局長決裁）

（目的）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）に基づく妊婦のための支援給付（以下「妊婦支援給付金」という。）については、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（妊婦支援給付金を受ける資格を有することについての認定申請）

- 第2条 施行規則第1条の4の2第1項に規定する妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定（以下「妊婦給付認定」という。）の申請は、第1号様式の提出により行う。
- 2 妊婦給付認定の申請は、電子申請（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と妊婦給付認定を申請する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。）によって行うことができる。
- 3 第1項に規定する申請があった場合において、これを認定したときは第2号様式により、これを却下と決定したときは第3号様式により当該申請者へ通知するものとする。

（胎児の数の届出）

- 第3条 施行規則第1条の4の3に規定する胎児の数の届出は、第4号様式の提出により行う。
- 2 胎児の数の届出は、電子申請によって行うことができる。
- 3 胎児の数の届出以前に前条第1項に規定する妊婦給付認定の申請を行っていない者は、第1項に定める届出をもって妊婦給付認定の申請があったものとして取り扱う。

（妊婦支援給付金の支給に関する通知）

- 第4条 施行規則第1条の4の5に規定する妊婦支援給付金の額の認定は、第5号様式により当該妊婦給付認定を受けた者に通知するものとする。
- 2 第2条第3項に規定する認定と妊婦支援給付金の額の認定を同時に行う場合は、第2条第3項及び前項の規定によらず、第6号様式により当該妊婦給付認定を受けた者に通知するものとする。

（妊婦給付認定の申請の却下）

第5条 第2条及び第3条第3項に規定する申請の不備により、妊婦給付認定ができない場合において、申請日から起算して1年を経過した日までに、妊婦給付認定の申請者が申請の補正を行わない場合には、市長は当該申請を却下し、第2条第3項の規定により通知するものとする。

（妊婦給付認定の取消）

- 第6条 市長は、妊婦給付認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、妊婦給付認定を取り消すことができる。
- (1) 妊婦給付認定を受けた者又は第三者の不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) 妊婦給付認定後に当該認定を受けた者が認定対象者でないことが判明したとき。
- (3) 本事業の趣旨に鑑み、市長が妊婦給付認定を適当でないと認めたとき。

(妊婦支援給付金の返還)

第7条 妊婦支援給付金の支払を受けた者は、前条の規定により、妊婦給付認定が取り消されたときは、妊婦支援給付金の額の全部又は一部に相当する額を返還しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第8条 本要綱に規定がない事項については、こども青少年局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

[illegible]

4. 確認事項（必須回答：□を塗りつぶしてください。塗りつぶしがないと交付できません。）

以下の【確認事項】1～8に間違いはありませんか。

☐ はい、間違いありません。

第1号様式(要綱第2条第1項関係)

【確認事項】

- 1 横浜市妊婦のための支援給付事務取扱要綱を確認しました。
- 2 私は、法令等に従い、妊婦給付認定の申請を行い、横浜市は法令等に基づき、妊婦給付の認定を行います。私は、妊婦給付認定がされた場合、横浜市妊婦支援給付金(1回目)の支給を受けます。
- 3 横浜市以外で国の妊婦支援給付金を受けていない等、私は、横浜市妊婦支援給付金の支給要件に該当します。
- 4 横浜市妊婦給付認定の可否を判断するのに必要な限りで、住民基本台帳情報等の横浜市の公簿や医療機関・他の市町村・相談支援関係機関等が保有する情報(妊娠届出情報、妊婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、妊婦等包括相談支援のアンケート結果等の情報)を横浜市が確認し、医療機関等と共有することに同意します。
- 5 横浜市や医療機関等が保有する情報によって、必要な事項を確認できない場合、横浜市の申出に基づき、関係書類等の資料を提出することに同意します。
- 6 妊婦給付認定の申請不備により、申請日から起算して1年を経過した日までに、私が申請の補正を行わない場合には、横浜市が当該申請を却下することに同意しました。
- 7 横浜市妊婦支援給付金の支給後、本申請書の内容に虚偽があることが判明した場合や、横浜市妊婦支援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、私は、横浜市妊婦支援給付金を返還することに同意しました。
- 8 他自治体に転出した場合、横浜市での妊婦給付認定は取り消されることに同意しました。

[illegible]

第2号様式（要綱第2条第3項関係）

こ地子第 年 月 日
年 月 日

様

横浜市長



妊婦給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、
認定しましたので通知します。

1 子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に横浜市外に転出した場合には、転出日をもって横浜市の妊婦支援給付認定は取消されます。（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。）

また、取消しにより横浜市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

2 上記の取消の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。

3 この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【問い合わせ先】

横浜市妊婦のための支援給付コールセンター

電話

FAX

電話受付時間 平日午前9時から午後5時まで

第3号様式（要綱第2条第3項関係）

こ地子第 号
年 月 日

様

横浜市長



妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、
次の理由で申請を却下しましたので通知します。

記

却下した理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【問い合わせ先】

横浜市妊婦のための支援給付コールセンター
電話

FAX

電話受付時間 平日午前9時から午後5時まで

[illegible]

第5号様式（要綱第4条第1項関係）

こ地子第 号
年 月 日

様

横浜市長



妊婦支援給付金支払通知書

妊婦支援給付金（1回目・2回目）については、次のとおり支払いますので
通知します。

記

1. 支払予定日 年 月 日

2. 支払金額 円

※特別の事情がない限り、支払通知日から30日以内に妊婦支援給付金を支給します。

※市長は、妊婦支援給付金の支給決定後であっても、申請者が妊婦給付認定の対象者に
該当しないことが判明した場合や不正の手段により妊婦給付認定を受けた場合等には、
妊婦給付認定を取り消し、妊婦支援給付金の返還を求めることができます。

【問い合わせ先】

横浜市妊婦のための支援給付コールセンター

電話

FAX

電話受付時間 平日午前9時から午後5時まで

第6号様式（要綱第4条第2項関係）

こ地子第 号
年 月 日

様

横浜市長



妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、
認定しましたので通知します。

また、妊婦支援給付金（1回目・2回目）の支給について、次のとおり支払い
ますので通知します。

記

1. 支払予定日 年 月 日

2. 支払金額 円

※特別の事情がない限り、支払通知日から30日以内に妊婦支援給付金を支給します。

※市長は、妊婦支援給付金の支給決定後であっても、申請者が妊婦給付認定の対象者に
該当しないことが判明した場合や不正の手段により妊婦給付認定を受けた場合等には、
妊婦給付認定を取り消し、妊婦支援給付金の返還を求めることができます。

1 子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に横浜市外に転出し
た場合には、転出日をもって横浜市の妊婦支援給付認定は取消されます。（本認定通知日前
に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。）

また、取消しにより横浜市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入
先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

2 上記の取消の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この通知書
を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができ
ます。

3 この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して
6か月以内に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となりま
す。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合
には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日
から起算して6か月以内に提起することができます。

4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【問い合わせ先】

横浜市妊婦のための支援給付コールセンター

電話

FAX

電話受付時間 平日午前9時から午後5時まで